

令和8年2月2日

横須賀市立各学校長様  
同 PTA会長様

横須賀市PTA協議会  
会長 石井 雄一

## 令和8年度優良PTA文部科学大臣表彰の件【団体表彰】

立春の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より横須賀市PTA協議会の活動に、ご理解・ご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

下記の連絡事項および添付の「表彰要項」および「推薦要綱」をご確認の上、推薦を希望されるPTAは、

**2月13日(金)**までに、市P協事務局までご連絡ください。(締めきりが近くて申し訳ありません)

ご不明な点がありましたら、市P協事務局までご連絡ください。どうぞよろしくお願ひ致します。

### 【連絡事項】

1. 団体(PTA)表彰になります。
2. 市P協から市教委へ推薦した後につきましては、市教委生涯学習課が担当になります。そのため、学校が窓口になりますので、申請の際には学校とご相談ください。
3. 提出書類の締め切りは、3月下旬(学校と市教委の担当者が異動になる前に対応)となっており、期間が大変短いのでご注意ください。また文科省への提出期限とは違いますのでご注意ください。
4. 提出していただく書類は、他の団体表彰に比べると準備が大変で審査も厳しいとのことです。
  - ・提出する書類は、かなりしっかりとしたものでないと落ちる可能性があるとのこと。
  - ・審査は厳しい(出せば良い、というレベルのものではないこと)
  - ・周年行事や何か特別な活動をしているのが望ましい。
5. 提出書類は市P協事務局にありますので、検討の際に内容を確認されたい場合は事務局までご連絡ください。正式な書類は、推薦希望後に生涯学習課から届きます。
6. 文部科学大臣表彰は、過去に「優良PTA神奈川県教育委員会表彰」(以下県教委表彰)を受賞したPTAが対象です。受賞歴については、市P協事務局までお問い合わせください。
7. R8年度優良PTA神奈川県教育委員会表彰に推薦されるPTAは、表彰の候補者になれません。該当校が、文科大臣表彰の推薦を検討される場合は、事務局までご連絡ください。

以上

横須賀市PTA協議会 事務局 担当 浅井

電話 824-1478 FAX 824-1480 E-mail:office@pta-yokosuka.jp

締切 令和8年2月13日(金)

市P協 FAX 824-1480

横須賀市PTA協議会 会長 宛

令和8年度優良PTA文部科学大臣表彰の件

令和8年 月 日  
標記の件、推薦を希望します。

PTA名	
PTA会長名	

■注意事項

- 過去に県教委表彰を受賞したPTAが対象です。受賞歴については、市P協事務局までお問い合わせください。
- R8年度県教委表彰に推薦されるPTAは、本表彰の候補者になれません。

# 優良 P T A 文部科学大臣表彰推薦要綱

## 1 趣旨

P T A の健全な育成、発展に資することを目的として、優秀な実績を上げている P T A 団体を、優良 P T A 文部科学大臣表彰推薦団体として、文部科学大臣に推薦する。

## 2 推薦基準

「優良 P T A 文部科学大臣表彰要項」の「2 表彰基準」による。

## 3 被推薦候補団体の選定及び推薦の方法

- (1) 文部科学大臣表彰被推薦候補団体は、過去に神奈川県教育委員会優良 P T A 表彰を受賞した団体であること。ただし、同年度の優良 P T A 神奈川県教育委員会表彰に推薦される P T A は、表彰の候補者となることができない。
- (2) 別表に掲げる機関及び団体の長は、(1) に該当するものの中から被推薦候補団体を選定し、神奈川県教育委員会に推薦すること。なお、推薦にあたっては、優良 P T A 文部科学大臣表彰被推薦候補団体選考に関する委員会を設けるなど適切な措置を講ずること。
- (3) 別表の団体に属さない公立学校の P T A については自薦を認める。
- (4) 推薦は別紙で行い、関係書類を添えて、神奈川県教育委員会に提出すること。自薦における提出書類については別紙を準用する。

## 4 被推薦団体の決定

神奈川県教育委員会は、前項により推薦及び自薦された文部科学大臣表彰被推薦候補団体の中から、文部科学大臣へ推薦する団体を優良 P T A 表彰候補団体選考委員会における審査結果に基づいて決定する。

## 5 その他

この要領に定めるもののほか、推薦に必要な事項は、別に定める。

### 附則

この要綱は、平成 7 年 5 月 1 日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成 13 年 5 月 11 日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成 27 年 1 月 26 日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成 28 年 11 月 5 日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 1 月 31 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 4 月 17 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 31 年 4 月 19 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 4 月 9 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 8 年 1 月 13 日から施行する。

別表

- (1) 横浜市教育委員会教育長
- (2) 川崎市教育委員会教育長
- (3) 相模原市教育委員会教育長
- (4) 横須賀市教育委員会教育長
- (5) 神奈川県教育委員会教育局各教育事務所長
- (6) 神奈川県立高等学校 P T A 連合会会長
- (7) 神奈川県特別支援学校知的障害教育校 P T A 連合会会長
- (8) 神奈川県特別支援学校肢体不自由教育校 P T A 連合会会長
- (9) 神奈川県聾学校 P T A 連合会会長
- (10) 神奈川県盲学校 P T A 連合会会長
- (11) 横浜国立大学教育学部長

## 優良 P T A 文部科学大臣表彰要項

平成 13 年 5 月 7 日  
文部科学大臣決定  
令和 6 年 3 月 27 日  
一部改正

### 1 趣旨

P T A の本来の目的・性格に照らし、優秀な実績を上げている P T A を表彰し、P T A の健全な育成、発展に資することを目的とする。

### 2 表彰基準

組織・運営及び活動について、次に掲げる要件を満たす団体であること。

#### (1) 組織・運営

- ア 適切な組織が構成され、効果的な運営が行われていること。
- イ 会員の総意を十分反映して運営が行われていること。
- ウ 保護者と教師との協力が円滑に行われていること。
- エ 予算・経理が適切であること。
- オ 地域の諸機関・団体との連携・協力が図られていること。
- カ 組織運営に関する適切な情報公開及び活動に関する活発な広報が行われていること。

#### (2) 活動

- ア 「コミュニティ・スクールへの参画」や地域住民等と協働して行う学校支援活動、放課後や休業日等における教育・体験活動、学校外における教育・体験活動、その他地域の住民・団体等と協働して行う諸活動（文部科学省が実施している補助事業によって実施する活動かどうかは問わない。）が活発に行われていること。
- イ 学校教育、家庭教育、社会教育に関する学習活動その他の会員相互の学びに関する諸活動が活発に行われていること。
- ウ 児童・生徒等の生活指導に関する活動が活発に行われていること。

### 3 被表彰候補団体の選考及び推薦の方法

- (1) 都道府県教育委員会は、上記表彰基準に従い、各都道府県内の P T A のうち優良と認められる P T A を原則として 3 団体以内（ただし、指定都市を含む道府県にあっては 1 市あたり 2 団体以内、特別区を含む東京都にあっては 5 団体以内の推薦分をこれに加えることが出来る。）を選考し（選考にあたっては、幼稚園、認定こども園、高等学校、特別支援学校の P T A のうち、必ず 1 団体は含むこととする。），別紙様式により文部科学大臣あてに推薦すること。
- (2) 選考にあたっては、各都道府県内の校種別校数や設置者別校数等の状況等を考慮すること。
- (3) 被表彰候補団体の選考に当たっては、都道府県教育委員会に係者からなる選考委員会を設けるなど適切な措置を講ずること。

### 4 被表彰団体の選考

文部科学省に優良 P T A 審査委員会を設け、都道府県教育委員会から推薦された P T A について書類審査により選考する。

### 5 その他

被表彰候補団体から虚偽申請等があった場合は、選考・決定を取り消すことができる。